

議案第114号

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件  
鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例（昭和62年鹿児島県条例第10号）は、  
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

鹿児島県高千穂河原野営場を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。